

# 第48回定期大会議案(抜粋)

## 号案 平成25年度運動経過並びに 組織活動報告承認の件

平成25年度運動経過並びに 組織活動報告

平成25年7月1日から 平成26年6月30日まで

一 運動経過の概況  
本連盟は、平成25年9月20日開催の第47回定期大会で採択した運動方針、重点運動及び組織活動方針に基づき、税制改正・税制改革、税理士制度改革及び組織強化等の諸問題に対し積極的に取り組み、納税者及び中小企業の視点に立ち、以下の運動を強力に展開した。

△重点運動1▽ 国民に信頼される税理士制度を確立するため、税理士法改正を早期に実現するための運動を行った。

(1) 納税環境整備の一端として税理士制度の見直しを必要とする観点から、平成25年度の与党税制改正大綱に明記された「検討項目」の実現を目指した。  
本連盟は平成25年8月以降「税理士法改正運動プロジェクト」東京本部(平成24年12月、東京税理士会と合同で編成)以下「PT」(以下、「PT」)の活動の一端として東京都選出の衆・参国議員に陳情を実施した。また、国會議員からの要請を受け、改正要望項目についてレクチャーを行った。  
自民党都連と民主翼都連所属の国會議員との朝食会においては、税理士と公認会計士の相違点を中心に説明し、理解を求めた。

(2) 最大の懸案であった税理士法第3条第1項第4号の改正は、伊吹衆議院議員の仲介で、税理士会と公認会計士協会の、自民党議員で組織された議員連盟の両会長の協議に委ねられた。  
平成25年12月3日になつて両議員連盟会長の協議は、国稅審議会の指定する研修を受講する

こと決着した。これを受けて、同月12日、平成26年度税制改正大綱(与党大綱)において改正項目が記載された(12月24日閣議決定)。

(3) 税理士法改正案は、「所得税法」の一部を改正する法律に包含されて平成26年2月4日閣議決定、国会に提出された。同法案は、同月28日、衆議院を通過、同年3月20日、参議院を通過で可決・成立した。改正法(法律第10号)とそれに伴う、政・省令は、同年3月31日付の官報で公布された。

(4) 公認会計士となるためには、公認会計士試験に合格した後、実務補習(原則3年)を受け、日本公認会計士協会が実施する「修了審査」に合格しなければならぬ。この実務補習の中に税法に関する研修が組み込まれており、これが国稅審議会の指定する研修のようにリンクするの、本連盟はその内容に注目している。

(5) この間、公認会計士試験合格者の動向、司法制度改革後の動向、規制改革会議の審議状況、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の動向等にも注視した。  
なお、PTは、改正税理士法の公布を受けて、平成26年5月8日、解散した。

1 平成26年度税制改正に関する要望等について  
(1) 平成25年7月20日開催の幹事会で「平成26年度税制改正に関する要望」を取りまとめた。  
平成25年8月7日、東京都選出議員への陳情を皮切りに活動を本格化させた。本連盟の第47回定期大会懇親会に来賓出席した国會議員等に同要望書を手交した。  
① デフレ脱却・経済再生に向けての設備投資減税について、関係議員と意見交換を行った。消費税率及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について「税理士法改正案は、所得税法の一部を改正する法律」に包含されて平成26年2月4日閣議決定、国会に提出された。同法案は、同月28日、衆議院を通過、同年3月20日、参議院を通過で可決・成立した。改正法(法律第10号)とそれに伴う、政・省令は、同年3月31日付の官報で公布された。

する要望」を取りまとめた。  
平成25年8月7日、東京都選出議員への陳情を皮切りに活動を本格化させた。本連盟の第47回定期大会懇親会に来賓出席した国會議員等に同要望書を手交した。

(2) 平成25年10月1日に実施された自民党都連の「国家予算・税制改正等要望聴取会」には同要望書を出し、説明を行った。  
平成25年11月7日に開催した自民党都連との朝食懇談会(於・自民党本部)において同要望書を出し、平成26年度税制改正に関する要望を行った。同月11日には民主翼都連との朝食懇談会を開催(於・衆議院第一議員会館)。同様の要望を行った。

(3) 平成26年度税制改正では、以下の要望項目が実現した(従来からの要望も含む)。  
① 国税不服審判制度の見直し(国税通則法第99条)：国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による判決

② 税務調査の事前通知の規定の整備  
③ 中小法人に対する交際費の損金不算入制度の延長、拡充  
2 平成27年度税制改正への対応について  
(1) 平成26年度税制改正大綱の行方として平成26年2月6日、東京税理士会と合同セミナーを開催した。基調講演は自民党税調会長・野田毅議員にお願した。  
パネルディスカッションでは、三木義一・青山学院大学大学院教授をコーディネーターに前総務副大臣・柴山昌彦議員を迎え、行政不服審査法の改正と国税不服審査法の改正を軸に「納税環境整備を巡る諸問題」について宮本雄司・東京税理士会規制改革・納税環境整備対策室長、坂田寛・本連盟政策委

員長をパネラーに議論を展開した。  
なお、行政不服審査法、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、行政手続法の一部を改正する法律案は、平成26年3月14日、衆議院へ提出され、同年6月6日、参議院本会議で可決成立した(6月13日公布)。整備法では、国税通則法(国税不服審査制度)、税理士法、各税法など36の法律が改正された。  
本連盟は、平成26年6月26日開催の幹事会で「平成27年度税制改正に関する要望」を決定した。このうち政府の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)の策定における法人税率の引き下げとそれに伴う代替財源の確保の問題、消費税の軽減税率の導入問題について関係議員に要望した。

【要望の要旨】  
① 消費税率を複数税率を導入しないこと  
② 法人税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大については、中小法人の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと  
③ 都政に関する要望について  
平成25年7月20日開催の幹事会において「都政に関する要望」を作成し、この要望に基づいて都議会各会派とのヒアリング(平成25年9月9日)於・都議会各派会議室)に対応した。  
④ 東京都は、本連盟が提唱していた複式簿記・発生主義に基づく会計基準を平成18年度から本格的に導入し、事業別財務諸表を活用し説明責任の充実に努めつつ、財政運営の効率化を進めている。  
本連盟は、自民党及び民主翼との朝食懇談会においても複式簿記・発生主義会計の全世界における導入状況を説明し、政府及び各地方公共団体での早期導入を要望した。  
⑤ 上記の本連盟の要望事項については、都議会各派から東京都の対応について通知を受けている。

△重点運動3▽ 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正と納税者権利憲章を策定するための運動を行った。

(1) 納税者権利憲章の策定を含む納税環境の整備について積極的に関与し、平成26年度税制改正では「税務代理人のある場合の事前通知について、納税者の同意のある場合として税理士法第30条の規定による書面にその旨の記載がある場合は、当該納税者への通知に代えて、税務代理人への通知ができることとする」改正が行われ、併せて税理士法も改正され、納税環境の整備は着実に前進した。

(2) 本連盟は、平成26年6月26日開催の幹事会で「平成27年度税制改正に関する要望」を決定した。このうち政府の「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)の策定における法人税率の引き下げとそれに伴う代替財源の確保の問題、消費税の軽減税率の導入問題について関係議員に要望した。  
【要望の要旨】  
① 消費税率を複数税率を導入しないこと  
② 法人税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大については、中小法人の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと  
③ 都政に関する要望について  
平成25年7月20日開催の幹事会において「都政に関する要望」を作成し、この要望に基づいて都議会各会派とのヒアリング(平成25年9月9日)於・都議会各派会議室)に対応した。

④ 東京都は、本連盟が提唱していた複式簿記・発生主義に基づく会計基準を平成18年度から本格的に導入し、事業別財務諸表を活用し説明責任の充実に努めつつ、財政運営の効率化を進めている。  
本連盟は、自民党及び民主翼との朝食懇談会においても複式簿記・発生主義会計の全世界における導入状況を説明し、政府及び各地方公共団体での早期導入を要望した。  
⑤ 上記の本連盟の要望事項については、都議会各派から東京都の対応について通知を受けている。

△重点運動4▽ 司法制度に対しては、真に国民のための司法制度構築をめざし、税理士の立場を踏まえて積極的な役割を担うための運動を行った。  
(1) 平成16年に法整備された司法制度改革のうち、法曹人口増加策、日本司法支援センター(法テラス)、裁判員制度、ADR(裁判外紛争解決手続)等及び公認会計士試験制度改革に伴う公認会計士増加策が税理士制度や業務への影響が考えられる事項の実状を注視してきた。  
新司法試験による合格者の増員が税理士制度と税理士の業務にどのような影響を及ぼすのか、今後とも注視していく必要がある。  
(2) 第186回国会(平成26年10月24日召集)では司法試験の受験回数を緩和する司法試験法の改正が行われた。今後司法試験合格者の見直し、司法試験予備試験の受験者の増加や法科大学院の淘汰など今後の動向が注目される。

(3) 平成18年5月1日から新会社法が施行され、本連盟は、実務上の問題点の発生に関心をもち注視してきたが、本事業年度中は特に対応すべき問題の発生は見られなかった。  
(4) 政府は、第185回国会(平成25年10月15日召集)の会期末に会社法の一部を改正する法律案を衆議院に提出した(継続審査)。改正法案は平成26年6月20日、参議院で可決・成立した(公布の日から1年6カ月以内の政令で定める日から施行)。  
改正法案には、中小会社に関係する改正も含まれており、今後とも会社法が中小会社や税理士業務にどのような影響があるのか、今後の推移を注視する。  
△重点運動5▽ 政府における規制・制度改革の動向を注視しつつ、税理士制度に与える影響に適切に対応する。  
(1) 規制改革会議が平成21年12月4日に公表した「規制改革の課題・機会等の均等化と成長による豊かさの実現のために」の中で、資格者法人制度の見直しについて「1人法人制度」②資格者法人の無限連帯責任の見直し③資格者法人の社員資格の拡大を

求めている。  
また、業務独占資格については「隣接職種に資格者にも取り扱われることが合理的な業務については、当該業務を取り扱えることができる資格者を個別に認定したり、業務に必要な専門知識や能力を有することを確認するための能力担保措置を講じた上で他の職種の参入も認めるなど、業務範囲の見直しに取り組むべきである。」と述べている。  
強制的な会制については、「メトリック・デメリットを改めて検証し、その在り方について見直しを行うべきである。」として

更に規制改革会議の平成21年12月4日付の「更なる規制改革の推進に向けて」今後の改革課題において「税理士と公認会計士の業務の相互参入については「税務会計と企業会計が密接不可分なものとなっている」との観点から、税理士と公認会計士が実施する業務の相互参入等について検討し、必要な措置を講ずべきである。」と言及している。  
しかし、この間、規制・制度改革委員会及び規制改革会議において、業務独占及び強制的な会制についての議論はなされていない(平成26年6月13日の規制改革会議「規制改革に関する第2次答申」にも独占業務及び強制的な会制についての記述はない)。

(2) 政府は、平成25年7月23日、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への交渉に参加した。24の作業部会の中にはサード・貿易が含まれており、本連盟はその動向を注視してきたが、資格制度に関する情報は全く公表されていない。  
また、EPA(経済連携協定)、FTA(自由貿易協定)についても、その動向を注視した。

△重点運動6▽ 社会保障・税に関する番号制度の導入が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。  
(1) 自民・公明両党は、平成24年2月に民主党政権が提出した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」(マイナンバー法案)及び同法の整備法案を修正して、第183回国会に提出し、衆議院で一部修正して平成25年5月24日成立した。  
本連盟は、前事業年度に引き

続きの社会保障と税制の一体改革については給付付き税額控除を導入し効率的な社会給付を行うっていくこと。②共通番号制度については、第三者機関によりセキュリティー・チェックを厳格に行い、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。③項目については要望。その推移を見守ってきた。

△重点運動7▽ 「災害税制」に関する基本法を恒久法として整備し、税制面でも不測の事態に備えて、納税義務者に安心感を与え、より迅速な被災者支援を可能とするための税制確立に向けた運動を行った。  
平成25年度税制改正に関する要望書に引き続き、予測できない大震災に引き起こされる税制面への影響も準備しておくことが納税者に安心感を与える、より迅速な被災者支援を行うためには「大規模広域災害税制」の制定が必要である旨を要望した。

△重点運動8▽ 本連盟の政策実現を図るための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連及び国會議員等後援会と連携し、強力な運動を行う。また、新たな国會議員等後援会の設立を促進する。  
1 選挙への対応について  
(1) 都議選(平成25年6月14日告示、同月23日投票)に引き続き、参議院議員通常選挙が平成25年7月4日公示、同月21日投票で施行された。本連盟は、東京選挙区に5人、全国比例区に7人を推薦候補者として選挙戦を戦った。その結果、東京選挙区では3人、全国比例区では2人が当選した(ゴシックは当選者、党派は推薦時のもの)。  
【東京選挙区】(順不同)  
丸川珠代(自民・現)、武見敬三(自民・新)、山口那津男(公明・現)、大河原雅子(民主・現)、鈴木寛(民主・現)  
【全国比例区】(順不同)  
山田昭子(自民・現)、中山恭子(維新・現)、円より子(民主・元)、東洋三(生活・新)、二瓶文隆(維新・新)、山崎泰(維新・新)、園田修光(自民・新)  
注 二瓶文隆氏は京橋税政連に、山崎泰氏は四公税政連に所属  
に所属  
2 国會議員等の税理士後援会設立支援について  
本連盟は、単位税政連の協力

を得て、税理士による国會議員等後援会の設立を促進した。本事業年度に次の2後援会が設立された。その結果、本事業年度末では国會議員関係で38後援会、自治体関係で3後援会、計41後援会が結成されている。  
なお、小林興起税理士後援会については、前回の衆議院選挙で東京以外の選挙区で立候補したことから今後の支援方法について対応を進めた。  
【後援会の名称】税理士による大西英男後援会  
【創立年月日】平成25年10月3日(政治団体設立届日)平成25年10月9日  
【代表者】会長・寺嶋英夫  
【選挙区及び関連税政連】東京16区、江戸川北税政連・江戸川南税政連  
【後援会の名称】税理士による白眞勲後援会  
【創立年月日】平成25年12月20日(政治団体設立届日)平成26年3月18日  
【代表者】会長・関本和幸  
【選挙区及び関連税政連】全国比例区  
(2) 前事業年度に引き続き所得税の確定申告の期間中、推薦国會議員を中心に税務支援事業の視察を行った。これには、地元税政連及び後援会関係者が同行し、税務支援事業の取り組み状況を説明し、理解を求めた。(広報委員会注・視察した部員は延32人)  
(3) 後援会の設立総会(定期総会、イベント等)には本連盟の役員が出席した。  
(4) 日本公認会計士政治連盟の「国會議員を囲む公認会計士の会」の設立が全国各地で進められている(平成26年6月30日現在で28後援会)。今後、その動向を注視していかなければならぬ。

△重点運動9▽ 税理士に期待される社会的役割を踏まえて、登録政治資金監査人制度、地方自治体・地方独立行政法人等の公益的業務に積極的に参画していくための運動を行った。  
(1) 登録政治資金監査人への登録者は平成26年3月31日現在で4455人となっており、東京税理士会の会員のうち8233人が登録している。  
(2) 現行の外部監査については条例を制定している自治体が少ないことから、都政に関する平成